令和７年４月

イメージデータで提出可能な添付書類

（申請・届出等（再調査の請求・審査請求関係））

イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和７年４月１日現在の法令に基づくものです。

○　添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項　○

- 「不服申立人の地位を承継した旨の届出書（別紙）」など、電子データ（XML 形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
  なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続（申請・届出等）その他」でご確認ください。

- 法令により『登記事項証明書（不動産及び商業・法人）』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細はこちらのページをご覧ください。

手続の名称	添付書類の名称
不服申立人の地位を承継した旨の届出（再調査の請求） （国税通則法第 106 条）	①　戸籍謄本 ②　登記事項証明書
原処分庁の答弁書に対する不服申立人の反論書の提出 （国税通則法第 95 条）	①　証拠書類 ②　証拠物
審査請求書 （国税通則法第 87 条） （国税通則法施行令第 32 条）	趣旨及び理由を計数的に説明する資料
審査請求書（平成 28 年４月１日以降された処分に対する審査請求用） （国税通則法第 87 条） （国税通則法施行令第 32 条）	趣旨及び理由を計数的に説明する資料
不服申立人の地位を承継した旨の届出書（審査請求） （国税通則法第 106 条）	①　戸籍謄本 ②　登記事項証明書